

将来について考えたい方のために



みらいえ相続グループ

みらいえ相続税理士法人 みらいえ相続不動産
みらいえ相続行政書士法人 特定非営利活動法人みらいえ相続

仙台市青葉区一番町4丁目6番1号
仙台第一生命タワービル16階
<https://miraie-souzoku.jp/>



仙台三越定禅寺通り館1階
<https://miraie-souzoku.jp/salon/>



※ パンフレットの内容は【みらいえ相続税理士法人 代表税理士】佐藤智春が監修しています



みらいえ相続
グループ

相続のお悩み、 ワンストップで解決いたします。



遺言書はどう書けばいいの？

節税対策をしたい

子どもがいない場合はどうすればいいの？

今から不動産の名義を子どもに変更した方がいい？

将来、家族の間で遺産争いが起こることを避けたい

相続に関する専門家があなたをトータルサポートいたします



みらいえ相続グループ

みらいえ相続税理士法人

みらいえ相続行政書士法人

みらいえ相続不動産株式会社

特定非営利活動法人みらいえ相続



みらいえ相続サロン 施設紹介 3

みらいえ相続税理士法人 施設紹介 4

生前対策とは 5

認知症対策 6

争族対策

1. 争族対策とは 7

2. 遺言書必要度チェック 8

3. 遺言書の種類 9

4. 遺言書でできること 10

5. 遺言書を書いてみよう 11 ~ 12

相続税対策 13 ~ 14

事例 15 ~ 16

Final Note 17 ~ 18

※パンフレットの内容は【みらいえ相続税理士法人 代表税理士】佐藤智春が監修しています



みらいえ相続グループ

みらいえ相続税理士法人 みらいえ相続不動産
みらいえ相続行政書士法人 特定非営利活動法人みらいえ相続

みらいえ相続グループは税理士・行政書士・不動産
専門家が一つになった相続特化のグループです。
皆様の大切な資産を次の世代に確実に引き継ぐ
お手伝いをさせていただきます。

税理士・行政書士・不動産への相続の個別具体的な相談なら
みらいえ相続グループ

TEL 022-714-6134

営業時間/午前10時~午後7時30分
<https://miraie-souzoku.jp/>



相続に関するあらゆるお悩みの総合窓口
みらいえ相続 仙台三越サロン

☎ 0120-957-339

営業時間/午前10時~午後7時30分
<https://miraie-souzoku.jp/salon/>



みらいえ相続サロン 施設紹介

みらいえ相続サロン
センター長よりごあいさつ

相続に関する問題を解決するためには、多岐にわたる課題をクリアする必要があります。
「みらいえ相続サロン」では、相続に関することからその後の生活のサポートまで、一つの窓口で対応することが可能です。

通常の相続では、税理士事務所は相続税、司法書士事務所は登記、弁護士は争いの解決を担当します。
私たちの願いは、「どこに相談すればよいのか分からない」と悩む方を一人でも多く救うこと。
相続発生の前から、そして相続発生後の生活のことまで、トータルサポートすることが私たちの役割です。

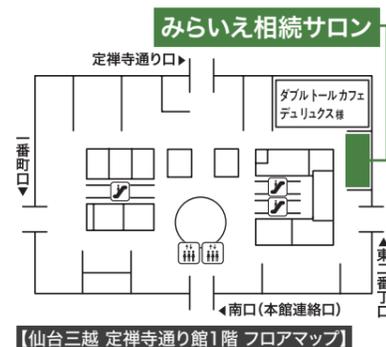
みらいえ相続サロンは相続に関するあらゆるお悩みを受ける総合窓口です。
税金に関する個別具体的なご相談は日本みらい税理士法人タワービル支店にて相続税専門の税理士が承ります。一つの窓口でワンストップサポートを提供することは、お客様にとって大きなメリットとなります。
お気軽にご連絡ください。私たちが真にお客様の立場に立ってサポートいたします。

みらいえ相続
仙台三越サロン センター長 稲垣友里

相続に関するあらゆるお悩みを受ける総合窓口

みらいえ相続 仙台三越サロン (場所: 仙台三越 定禅寺通り館1階)

相続は一般の方々には馴染みのない手続きです。そして専門用語がたくさん出てくるため、分からないことがあって当然です。分からないことを前提として、私たちはお客様に少しでも分かりやすくご説明しております。口頭、図式化、書面化など、お客様に合わせた伝わりやすい手段、角度でお話いたします。お悩みに合わせて、専門家をご紹介します。



みらいえ相続税理士法人 施設紹介

みらいえ相続税理士法人
相続専門税理士よりごあいさつ

みらいえ相続税理士法人は相続専門の税理士法人です。
みらいえ相続サロンで相続に関するお悩みをお聞きし、その中で相続税がかかる方や、節税のための生前対策が必要な方にはみらいえ相続本店に来ていただき、更に詳しい税務のお話をさせていただきます。

相続専門だからこそ、相続後の財産の活用や管理を意識した相続税申告や相続人皆様の生活の安定を優先した相続税申告、相続後の不動産や有価証券の売却に伴う所得税と相続税のバランスを考慮した相続税申告など、お客様が抱える様々な相続の課題に対応いたします。
お客様が相続後に「幸せになっていただくこと」、みらいへつながる相続税申告を行っております。

お任せいただいた多くのお客様からは「出会えてよかった」との声をいただいております。
私たちは、さらに多くの方々に「出会えてよかった」を超えるサービスを目指し、常に取り組みを進化させてまいります。

みらいえ相続税理士法人
相続専門税理士 佐藤智春

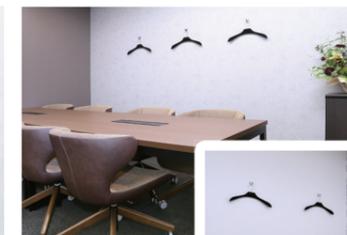
相続の個別具体的な税務相談は「相続専門税理士佐藤智春」が対応いたします

みらいえ相続税理士法人 (場所: 仙台第一生命タワービルディング16階)

みらいえ相続税理士法人は相続専門税理士が相続税申告を行っております。

【相続専門税理士】佐藤智春の直近3年間(2021~2023年)の申告実績は451件!

相続税に関する個別具体的なご相談(税理士法第2条第1項第3号に定める税務相談)は出張相談またはみらいえ相続税理士法人にて承ります。
実績があり、様々な案件を取り扱っているため、複雑と思われる案件もなんなりとご相談ください。



生前対策とは

相続はある日突然発生する機会が多いため、起きてしまったから慌ててしまう方がほとんどです。しかし見方を変えれば必ず起こることでもあるため、事前にしっかりと準備を進めておけば、慌てずに済みます。どのような準備をしたいのか、どのような準備しておくべきなのか、元気なうちにしっかりと準備していきましょう。

生前対策は大きく分けて3つあります。

1. 認知症対策

ご自身の意思判断能力が低下した際の対策

2. 争族対策

ご自身が亡くなった後の、遺産の分け方を決めておく、相続人が話し合いで揉めないようにする対策

3. 相続税対策

- ① 節税対策
- ② 納税資金対策

仙台相続サポートセンターの生前対策プラン

「お試しコンサルティング」有料(優良)相談のポリシー

仙台相続サポートセンターでは「お試しコンサルティング」を無料ではなく、有料で行わせていただいています。「有料相談＝優良相談」は、お客様個々の置かれている背景を踏まえた課題が整理でき、お客様はこれに対する回答を得ることができますので、今後の生活や財産において、豊かさや繁栄につながるものと考えています。一方「無料相談＝無糧相談」は、質問されたことだけに答えるため、お客様にとっては、糧(精神・生活の活力)の源泉。豊かにし、また力づけるもの)にならないと考えます。しっかりとお客様をサポートするため、生前相談は「優良」で行わせていただく、これが仙台相続サポートセンターのポリシーです。

お試しコンサルティング **55,000円(税込)**

お試しコンサルティングの後に、正規のコンサルティング契約をお申込みいただいた場合は、正規のコンサルティング契約から55,000円(税込)を値引きさせていただきます。
(お試しコンサルティングは実質無料になります)

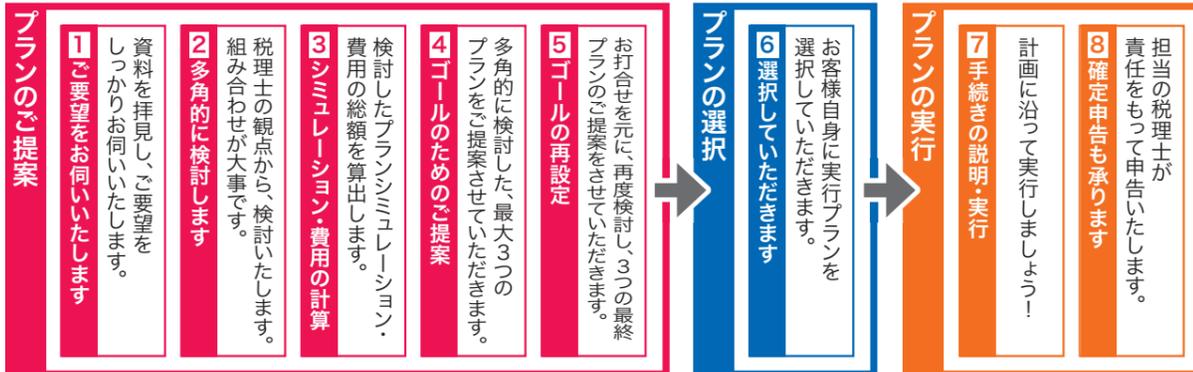
〈通常プラン(費用)〉

プランのご提案

33万円(税込)(1億円以上は財産の0.3%)

プランの実行

ご提案の内容により、個別にお見積り



認知症対策

任意後見制度

事前にご自身の意思判断能力が低下したときに、ご自身の財産管理・身上介護等を行ってくれる方(信頼できる方)を決めて、その方と公証役場で任意後見契約を結ぶことができる制度です。

※任意後見契約は、本人が死亡した時点で契約は終了します。

メリット

- ・自分自身で、財産管理や身上介護を行ってくれる人を指定できる
- ・契約内容が登記されるため、公的に証明できる
- ・後見人に対して、自分で報酬を決めることができる(有償・無償どちらも可)

デメリット

- ・意思判断能力が低下していると、契約できない
- ・本人の死後の事務や遺産整理を委任できない
- ・後見人には、監督人が定められるため、監督人へ支払う費用が毎月かかる
※監督人は、家庭裁判所が定めた司法書士・弁護士が行います。ご自身で設定することはできません。

家族信託

認知症対策と節税対策が一貫してできる方法です。

メリット

- ・親(高齢者)の判断能力が低下しても子が財産管理を継続できる
- ・成年後見制度と比べ柔軟な財産管理ができる
- ・ランニングコストがかからない

デメリット

- ・信託の仕組みの理解が難しい
- ・信託期間中の運用を間違えることが多い
- ・仕組みの構築に時間と手間、費用が多くかかる
- ・財産管理に混乱を招くことがある
※正しい知識のもとで行わないと、争いの原因になり兼ねますので、注意が必要です。

他にもこんな契約があります！

死後事務委任

亡くなった後の支援です。葬儀、納骨、清算、身辺整理等を行ってくれる方を公正証書で契約を結ぶことができます。

(親戚・信頼できる方・行政書士・司法書士・弁護士・一部NPO団体など)

争族対策

1 争族対策とは

争族対策とは、遺産分割の際に相続人同士が相続財産をめぐる争いの無いように、予め対策を講じるということです。そこでよく用いられる方法が『遺言書』です。

相続が発生すると、相続人間で遺産分割について話し合い、遺産分割協議書を作成する必要があります。相続人全員が納得するように話をまとめるのは、難しいものです。2人兄弟姉妹であっても、争うことがあります。また、相続人が被相続人の兄弟姉妹(第三順位)の場合や、家族関係が複雑な場合は、話がまとまりづらくなります。これは、財産の額に関わらず、どこの家庭でも起こり得る話です。

そうならないために、口約束やメモ、エンディングノートに想いを書くだけでなく、遺言書として、残してあげることが大切です。そして遺言書の中でも、公文書として保管できる『公正証書遺言書』で作成することをおすすめいたします。

【争族になりやすい事例】

相続人のうち、1人だけが献身的に介護をしていた(している)場合

家族が、介護状態になったときに、他の家族が無関心、または遠方で手伝いたくてもできない。そのような状態が続いた後に、相続が発生すると「法定相続分で分けたい」主張と「介護を行っていた分、少し多めに財産が欲しい」主張があり、争いになる場合があります。

相続人のうち、1人だけが贈与を受けていた場合

相続発生後、相続人のうち1人だけが生前贈与を受けていたことが判明。他の相続人は「生前に財産を貰っていたにも関わらず、相続発生後も財産を貰うのは不公平だ」と主張し、争いの種になります。贈与を行う際は、できるだけ平等に贈与を行うことが好ましいです。

相続人のうち、1人だけが親と同居していた場合

親と同居をしている場合、生活費を互いに負担(支援)することがあると思いますが、親の相続発生後、離れて暮らしている相続人が財産を均等に分けることに不満を感じる場合があります。

- 【例】・自分たちは自分たちの給料だけで生活しているが、親と同居してる相続人は、固定資産税や自動車税、孫へのお小遣いなど金銭的負担(支援)の差がある。
・財産を隠し持っているのではないか(憶測によるもの) など

財産のほとんどが不動産で、現預金が少ない場合

相続人となる方は、ほとんどの方がマイホームをもっている場合が多く、被相続人(亡くなった方)が住んでいた自宅を貰うことに抵抗を持つ傾向にあります。その場合、相続人同士が「現金はほしいが不動産はいらぬ」となった場合に、財産の押し付け合い状態になることがあります。相続税が発生する場合は、納税資金を自己資金から手出ししなければならないこともあるため、事前に売却して現金化しておくなどの対策も検討する必要があります。

離婚など、家族構成が複雑な場合

前妻(夫)との間に子どもがいた場合、その子どもも相続人になります。亡くなった方とは疎遠だったため、放棄する方もいますが、相続人として、財産をもらえる権利があるのなら、もらいたいと主張する方もいます。異母(夫)兄弟姉妹とはいえ、ほぼ他人状態していると、話し合いがまとまらなくなる可能性が極めて高いです。

2 遺言書必要度チェック

次の項目に該当する方は、遺言書を作成することで相続発生後の手続きをスムーズに行える、財産を渡したい人に渡せるなどのメリットがあります。

遺言書の作成が必要な方	
<input type="checkbox"/> 子どもがいない	<input type="checkbox"/> 相続人以外に遺産を残したい人がいる
<input type="checkbox"/> 相続人が一人もいない	<input type="checkbox"/> 離婚や再婚した相手との間に子どもがいる
<input type="checkbox"/> 相続人の数が多い	<input type="checkbox"/> 認知したい子どもがいる
<input type="checkbox"/> 内縁の妻(夫)がいる	<input type="checkbox"/> 相続人の仲が良くない、または疎遠である
<input type="checkbox"/> 相続人の中に行方不明者がいる	<input type="checkbox"/> 不動産を多数所有している等、財産が多い
<input type="checkbox"/> 子どもの嫁(婿)や孫に財産を残したい	<input type="checkbox"/> 相続人になり得る人の中に認知症の方がいる
<input type="checkbox"/> 障害を持つ子に多くの財産を与えたい	<input type="checkbox"/> 遺産を社会や福祉のために役立てたい(寄付したい)
<input type="checkbox"/> 特定の相続人に遺産を相続させたい	<input type="checkbox"/> 同居中の子どもに不動産を渡したい

注意事項

相続には『遺留分』『遺留分侵害額請求』といった言葉があります。

遺留分

相続人に最低限保証されている相続分のことで、遺言書の内容があまりに不公平な内容であった場合や、生前贈与によって最低限の保証が受けられない場合に、民法が法定相続人の財産を保証するために設けられた制度です。

遺留分侵害額請求

「遺留分」を侵害された相続人が、侵害した人へ清算金を請求することです。例えば、亡くなった方が「すべての財産を愛人へ相続させる」という内容の遺言書があった場合、相続人(「遺留分」を侵害された相続人)が愛人(侵害した人)へ、侵害額に相当する金銭の支払を請求することです。

遺言内容に偏りがある場合には、遺留分を考慮したうえで作成することをおすすめいたします。

3 遺言書の種類

遺言書の種類、作り方は法律で厳格に定められています。それ以外の方法で作成されたものや口頭で言ったものは無効で、法的効力を生じません。それどころか、かえって紛争の種になってしまう可能性すらあります。そのため、よく注意して作成する必要があります。

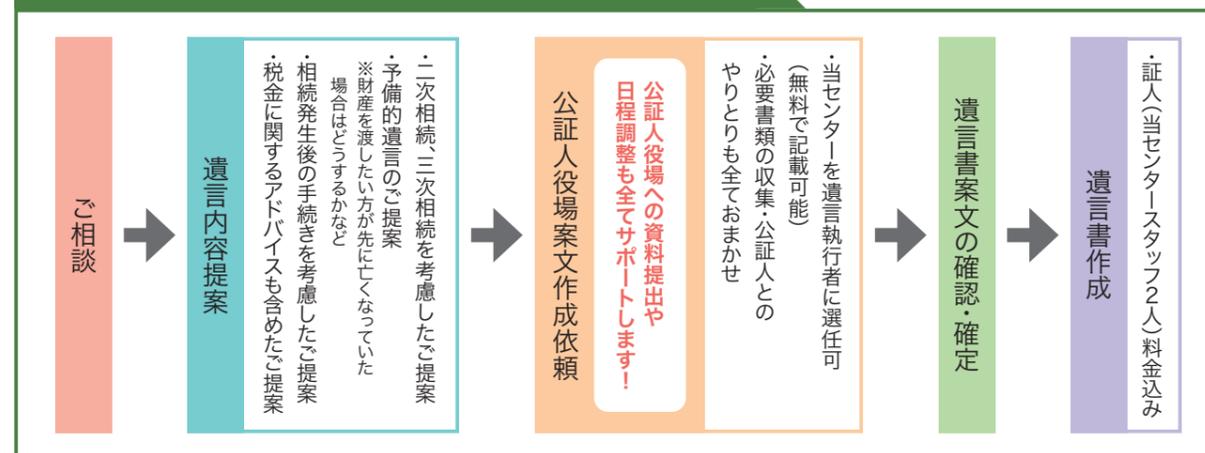
遺言書の種類

ここでは、一般的によく使われる「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」について見てみましょう。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概説	・公証人役場で、 2名の証人 の前で遺言内容を公証人に申し述べ、公証人が遺言書を作成する	自筆で遺言書を作成し、日付、氏名を記入の上、押印する
メリット	・ 公文書 として、強力な効力をもつ ・家庭裁判所での検認手続が不要 ・死後すぐに遺言の内容を実行できる ・原本は公証役場に保管されるため、紛失しても再発行できる	・手軽でいつでもどこでも書ける ・費用がかからない ・誰にも知られずに作成できる
デメリット	・証人が必要 ※成年者であることが必要で、推定相続人やその配偶者、ならびに直系血族等はなれない ・費用がかかる	・不明確な内容になりがち ・形式の不備で無効になりやすい ・紛失や偽造・変造、隠匿のおそれがある ・家庭裁判所での検認手続が必要 ※相続人全員に連絡が行きます

遺言内容を確実に相続人に伝えるためには、公正証書遺言が最も安全・確実です。

仙台相続サポートセンターで遺言書を作成する流れとサポート内容



公正証書遺言書作成サポート
165,000円(税込)
お急ぎの場合は別途特急料金がかかります。詳しくはお問い合わせください。

任意後見契約作成サポート料金
【基本】77,000円(税込)

2023年4月1日 料金改定

4 遺言書のできること

法律的に意味のある遺言は、民法で下記の通り決められています。もちろんそれ以外のことを書いてはいけないというわけではありません。残された方のことを考えて「付言事項」[P.11参照](#)として遺言者の思いを書かれることは、大変意味のあることではないでしょうか。

財産の処分に関すること		
	第三者への遺贈	内縁の妻やお世話をしてくれた長男の妻など、相続人ではない方に財産を贈与することができます。
	社会に役立てるための寄付	社会福祉団体や公的機関や菩提寺などに財産を寄付することができます。
	信託の設定	信託銀行などに財産を管理・運用してもらうための信託設定をすることができます。
相続に関すること	法定相続と異なる相続分の指定	法定相続分とは異なる相続割合を希望する場合に、相続人それぞれの相続分を指定することができます。
	相続人ごとに相続させる財産の指定	相続人それぞれに、誰に何の財産を相続させるか指定することができます。
	遺産分割の禁止	5年間遺産分割を禁止することができます。
	生前贈与、遺贈の持戻しの免除	生前に行った贈与などは、通常相続から調整されることとなりますが、遺言によってそれを免除することができます。
	遺留分の減殺方法の指定	相続人の遺留分が侵害された場合、遺贈等の減殺の順序や割合を指定することができます。
身分に関すること	共同相続人間の担保責任の減免・加重	遺産分割後にその相続を受けた財産に欠陥があって損害を受けた時、相続人同士はお互いの相続分に応じて保障しあうことが義務となっていますが、遺言でその義務を軽減したり加重することができます。
	遺言執行者の指定	遺言の内容を実際に執行してもらう人を指定することができます。
	認知	婚外の子を認知することができ、認知された子は相続人となることができます。
	法定相続人の廃除またはその取り消し	相続人を廃除したり、また廃除の取り消しができます。
	未成年後見人の指定	相続人の中に未成年者がいて親権者がいない場合は、遺言によって後見人を指定することができます。
	相続人に未成年の子がいる	相続人になり得る人の中に、未成年の方がいる場合（子どもが先に亡くなり、相続権が孫にある場合など）、遺言が無いときは、遺産分割協議を行う必要があります。しかし未成年は法律上、十分な判断能力が備わっていないという理由から、遺産分割協議に参加することができません。そのため、未成年の方の代わりに、遺産分割協議に参加する「特別代理人」を選定する必要があります。遺言書があると遺産分割協議を行う必要がないため、手続きをスムーズに行うことが可能です。

認知症対策にもなります！

遺言書がなかった場合、遺産分割協議を行う必要があります。相続人の方に認知症の方がいた場合、意思判断能力が低下しているため、遺産分割協議に参加することができません。遺産分割協議を行うためには、認知症の方の成年後見人の設定をする必要があります。しかし、公正証書遺言書があると遺産分割協議を行う必要がないため、手続きをスムーズに行うことが可能です。

5 遺言書を書いてみよう

名前、印鑑、日付は必須です。
日付まできちんと書いてください。
令和(平成)●年●月「吉日」はNGです。

遺言の内容を実現するため、
遺言執行者を指定しておきましょう。

このように定めておけば、遺言書に書かれた以外の
財産が出てきたときに、遺産分割協議なく妻が相続できます。

タイトルはなくとも有効ですが、書いた方がよいでしょう。
自筆証書遺言の場合は、全文自筆で書く必要があります。

遺言書

私は、私の遺産について、次のとおり遺言する。

- 一、妻宮城花子（昭和〇年十月一日生）に対しては次の財産を相続させる。
 - ① 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目〇番〇号
宅地 〇〇平方メートル
 - ② 同地同番地 家屋番号 五番
居宅 木造瓦葺二階建
一階 〇〇平方メートル
二階 〇〇平方メートル
- 二、長女仙台さくら（昭和〇年三月十五日生）には、次の財産を相続させる。
 - ① 宮城銀行本店営業部の私名義のすべての預金債権
- 三、長男宮城一郎（昭和〇年八月八日生）には次の財産を相続させる。
 - ① 株式会社〇〇商事の株式一万株
- 四、一条〜三条に記載した以外の私の財産のすべてを妻宮城花子に相続させる。
- 五、宮城県仙台市青葉区一番町一丁目〇番〇号 税理士 佐藤智春を遺言執行者に指定する。

付言事項

私の人生は、妻と二人の子どもに恵まれて幸せでした。妻花子の今後の生活のことを考えてこの遺言書をつくりたい。さくらと一郎にはお母さんのことを大事に、私の死後も家族仲良く生活していただくことを願います。

令和四年二月六日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目〇番〇号

宮城太郎

預貯金、株式その他の財産についても、客観的な資料からできるだけ詳しく正確に特定しましょう。

実印を押すと、住所・氏名・押印で本人が書いたと証明ができます。

遺産が不動産の場合、登記事項証明書どおり正確に記載しましょう。

遺言の相手方については、自分との続柄、生年月日で特定し、第三者の場合は、住所も記しておくといよいでしょう。

相続がスムーズに進められるような遺言作成を心掛けましょう

- ・相続人に保証されている遺留分(最低限の相続分)への対策
- ・特別にお世話をしてくれた人の寄与分(お世話への対価)への対策
- ・遺言の無効主張への対策
- ・相続人の人生設計をも考慮した対策

ここがポイント

遺留分侵害額請求割合

- ・相続人が配偶者・子ども(第一順位)・親(第二順位) → **法定相続分×1/2**
- ・相続人が親のみ(第二順位) → **法定相続分×1/3**

相続税対策

相続税対策には、大きく2つの考え方があります。【節税対策(税金を削減すること)、納税資金対策】

節税対策

①生前贈与

1.相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、原則として60歳以上の父母または祖父母から、18歳以上の子または孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。最大2,500万円まで非課税で受け取ることが可能です。制度の利用には税務署への申告が必要です。2,500万円を超える贈与分については一律20%の贈与税がかかります。

令和5年度税制改正により、基礎控除が新設されます。

従来少額でも申告が必要で利用しづかった本制度に基礎控除が新設されたことで、年間110万円までの贈与については申告が不要になります。相続発生時に、基礎控除を超える贈与については相続財産に贈与価額を加えて合計額を算出し、一括して相続税として納税します。

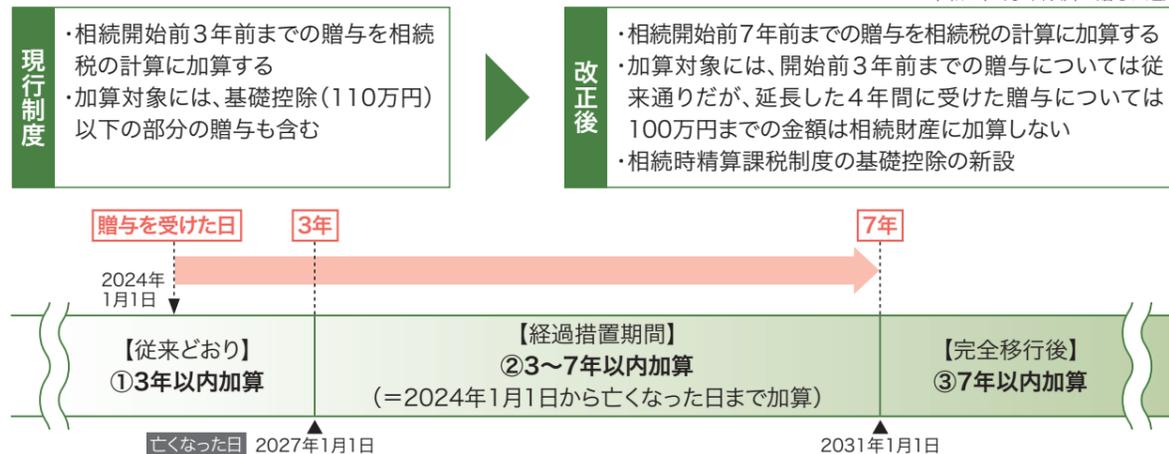
2.暦年贈与

年間(1月1日～12月31日)110万円以内であれば贈与税が非課税となり、申告不要となります。親族のみならず第三者でも可能です。相続時精算課税制度との選択制となり、どちらかを選択すればもう一方は選択できません。

基礎控除額を差し引いた後の課税価格	特例税率(直系尊属から子孫への贈与)		一般税率	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	15%	10万円	20%	25万円
600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円	55%	400万円

【令和5年度税制改正】

※令和6年1月1日以降の贈与に適用



これまで代表的に利用されてきた暦年贈与はこれからは7年間加算されるという観点から使いづらくなってきそうです。その分相続時精算課税制度に基礎控除が新設されるなど、大きな改正となりました。これまで以上に両者の組み合わせやスケジューリングが大切になります。税理士が行うシミュレーションを是非ご確認ください。

ここがポイント

3.住宅取得等資金の贈与

直系親族(ご自身の親や祖父母)から住宅を取得するための資金の贈与を受ける場合、一人あたり最大で**省エネ等住宅の場合は1,000万円まで、それ以外の住宅については500万円**まで贈与税を課さないという、非課税枠(令和4年現在)があります。※適用要件があります

【令和4年税制改正(令和4年現在)】

- ・新築等に係る契約締結時期は考慮しない
- ・2022年(令和4年)1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する
- ・受贈者(贈与を受けた人)の年齢要件18歳以上 ・2023年(令和5年)12月31日まで ※令和4年現在

4.教育資金の贈与

贈与を受ける側が30歳未満の直系卑属(ご自身の子や孫等)の場合、教育資金としてならば、**最大1,500万円**(学校等以外に支払われる金銭については500万円)まで、一括で贈与しても贈与税がかかりません。

注意点	相続税加算対象にならない場合	条件
・贈与者が死亡した時点で、教育資金贈与に係る残額は相続税の課税対象 ・相続税の課税対象になった場合は、相続税額の2割加算が適用	・受贈者が23歳未満である場合 ・受贈者が学校等に在学している場合 ・教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合	適用時期:令和8年3月31日まで ※令和4年度時点の税制です。延長等は改正情報をご確認ください。 ※その他、税制改正に関する詳しい内容は、お問い合わせください

5.結婚・子育て資金の一括贈与

平成27年度税制改正にて、直系尊属(祖父母・父母等)から、18歳以上50歳未満の子や孫等へ非課税(最大1,000万円まで)で結婚・子育て資金を贈与できます。※平成27年4月1日から令和7年3月31日まで

②養子縁組 (注)相続税の計算上、養子の数には制限があります。

相続税を減らすには、相続人の数を増やすという方法が有効です。

- 1.相続人が1人増えるごとに、基礎控除額が600万円追加されます。
- 2.相続人が増えると、1人当たりの相続額が減り、法定相続分を下げるすることができます。

③所有財産の評価を下げる

土地や建物は、利用状況に応じて国税庁で定めている財産評価基本通達により評価減がありますので、現金を持つより不動産に変えることで評価を下げるのが可能です。

- ①更地で土地を持っている場合は、建物を建てることで相続税評価額を大きく下げることができます。(何も建てていない更地の状態に比べ、最大80%減の評価になります)
- ②建物は、固定資産税としての評価額がそのまま相続税の評価額になり、建築費の60%まで下がるといわれています。木造アパートの場合は更に評価額が下がり、節税効果も大きくなる可能性があります。
 ※例えば1億円でアパートを建設した場合、アパートの評価は約6,000万円の評価になるということです。

納税資金対策

④生命保険の活用

生命保険は90歳まで加入できる保険があります。預金を生命保険金として受け取れるようにすることで「法定相続人の人数×500万円」まで、非課税で受け取ることができます。そのため、相続税の納税資金を生命保険で用意しておくために活用することもできます。

(注)保険契約は、契約者・被保険者・保険料支払者が全て本人(節税対策をしたい方)である必要があります。また、受取人を相続人以外(孫や長男の嫁等)に設定している場合、受取った方(相続人以外の方)も相続税申告対象・相続税納税義務(2割加算)になります。

正しい方法で加入することでメリットがある方法です。詳しくは、ご相談ください。 ※令和4年時点

事例

実際にあった失敗事例

「生命保険編」

・生命保険会社から、相続発生時に非課税になると説明を受け、生命保険に新規加入した。自分が契約者の保険であれば、相続発生時に非課税になると思い込み、配偶者や子、孫にまで保険をかけていた。

■ 相続発生後、自分以外に掛けていた保険以外は、全て相続税課税対象となり、相続人は、多額の相続税を支払う結果となってしまった。

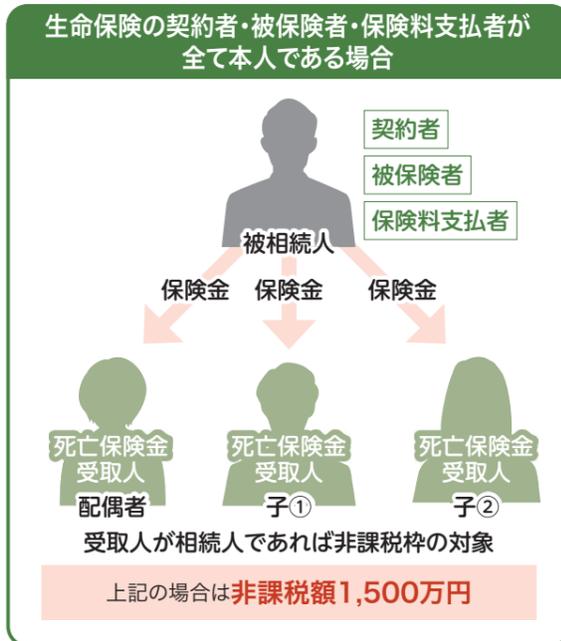
契約者・被保険者・保険料支払者が全て本人(相続税対策を行う方)で、死亡保険受取人が相続人である保険に限り、非課税対象となります。

ここがポイント

【生命保険の非課税枠】
「500万円×法定相続人の人数」

相続人以外の方が死亡保険受取人になる場合は被相続人から遺贈(P.16参照)により取得したとみなされます。総額財産が、基礎控除(3,000万円+法定相続人の数×600万円)を超える場合は、相続税が発生するため「遺贈」でもらった方も、相続税申告・納税が必要です。なお、相続税を納税する場合、**2割加算**になります。

詳しくは、お問い合わせください。



「配偶者の名義預金編」

・家計は全て、妻(専業主婦)が管理している。夫から毎月生活費を受け取り、その一部をコツコツ貯めて、妻名義の口座に貯蓄していた。

■ 相続発生後、専業主婦の妻の預金が多いことを、税務署から指摘され「そのお金はもともと夫の財産である」とみなされ、相続財産に加算されてしまった。

生活を共にすれば、互いの財産が混在してしまうことはよくありますが、税務的にはしっかり分けて管理しておくことをおすすめいたします。今からでも、生活費以外の夫婦の財産をしっかり区別しておくことが大切です。

ここがポイント

「贈与編」

・生前贈与をしておけば財産を減らせるから、相続税がかからずに済む!と思い、自分が管理している子どもや孫名義の通帳にお金を移動した。

■ 相続発生直前まで子どもや孫の名義に移動していたが、財産の管理は全て被相続人が行っていた。子どもや孫は、そのお金を自由に使える状態ではなかったことが判明。それは、名義預金と判断。相続財産に課税され、相続税が発生してしまった。

生前贈与は、名義のみで判断されるものではありません

・誰の管理下にある財産なのか
・出し入れしている支店は、名義人(子や孫)の住んでいる地域で行われているか等
贈与の方法を間違え、相続財産がどんどん加算になる方がたくさんいます。間違いのない、贈与を行うことが大切です。詳しくは、お問い合わせください。

ここがポイント

「遺贈編」

祖父が孫に110万円以下の暦年贈与をして、さらに死亡保険金受取人に指定していた。

■ 受け取った死亡保険金が遺贈と同じ扱いになることで、法定相続人以外でも相続開始前3年以内の贈与財産を相続財産に加算するルールが適用され(令和4年現在)、3年以内贈与分と死亡保険金の合計金額が相続税の課税対象となってしまった。

遺贈の場合は相続税額が2割加算になります

※遺贈とは、相続人以外(子の配偶者、孫(代襲相続人以外)など)が相続により財産を取得したことで、相続税申告・納税対象となります。なお、相続税を納税する場合は、**2割加算**になります。

ここがポイント

「遺言書編」

相続人の中に認知症の方がいた。亡くなった方は、遺言書を作成していなかったため、相続人は、遺産分割協議書を作成しなければならない。しかし、遺産分割協議書は、相続人全員の話し合いのもと作成され、書類には自署・押印(実印)が必要である。

相続人の中に認知症の方がいる場合、相続手続きを進めるには、認知症の方の後見人を定めなければならない。(家庭裁判所へ申し出)費用や時間がかかり、他の相続人への金銭的・精神的負担が大きくなってしまった。

■ 遺言書があれば、相続人の中に認知症の方がいても、遺言書通りに手続きを行うことが可能です。また、認知症の方にも、相続させることができます。

遺言書のなかでも、公正証書遺言書の作成をおすすめいたします P.9参照

ここがポイント

Final Note ~ ファイナルノート ~

何かあった時に伝えておくべき内容をわかりやすくまとめましょう。

遺されたご家族に自分の情報を伝えることで、ご家族の負担を減らすことができます。

ご自身について			
氏名 (旧姓)	フリガナ	生年月日	大正 昭和 平成 西暦 年 月 日
現住所	〒	電話番号	— —
本籍地	〒	出生地	以前居住 していた地域

ご家族について(両親・兄弟姉妹・子ども・パートナーなど)			
① 続柄	氏名 (旧姓)	フリガナ	生年月日 大正 昭和 平成 西暦 年 月 日
	現住所	〒	電話番号 — —
	本籍地	〒	
② 続柄	氏名 (旧姓)	フリガナ	生年月日 大正 昭和 平成 西暦 年 月 日
	現住所	〒	電話番号 — —
	本籍地	〒	
③ 続柄	氏名 (旧姓)	フリガナ	生年月日 大正 昭和 平成 西暦 年 月 日
	現住所	〒	電話番号 — —
	本籍地	〒	
④ 続柄	氏名 (旧姓)	フリガナ	生年月日 大正 昭和 平成 西暦 年 月 日
	現住所	〒	電話番号 — —
	本籍地	〒	

遺言書について		
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
自筆遺言		公正証書遺言
保管場所:		公証人役場名:

預貯金・有価証券について				
①	金融機関	支店名	種別	<input type="checkbox"/> 預貯金 <input type="checkbox"/> 証券会社 <input type="checkbox"/> 貸金庫
	口座番号	口座種別	用途など	
②	金融機関	支店名	種別	<input type="checkbox"/> 預貯金 <input type="checkbox"/> 証券会社 <input type="checkbox"/> 貸金庫
	口座番号	口座種別	用途など	
③	金融機関	支店名	種別	<input type="checkbox"/> 預貯金 <input type="checkbox"/> 証券会社 <input type="checkbox"/> 貸金庫
	口座番号	口座種別	用途など	
④	金融機関	支店名	種別	<input type="checkbox"/> 預貯金 <input type="checkbox"/> 証券会社 <input type="checkbox"/> 貸金庫
	口座番号	口座種別	用途など	
⑤	金融機関	支店名	種別	<input type="checkbox"/> 預貯金 <input type="checkbox"/> 証券会社 <input type="checkbox"/> 貸金庫
	口座番号	口座種別	用途など	

不動産について			
①	種別	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	所在市町村名
②	種別	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	所在市町村名
③	種別	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	所在市町村名

生命保険・共済保険・損害保険について			
①	保険会社名	契約者名	契約内容
②	保険会社名	契約者名	契約内容
③	保険会社名	契約者名	契約内容

想いを残してみよう

Message 

※これは遺言ではありません。